

# ○沖縄県立看護大学別科助産専攻運営委員会規程

(平成 20 年 4 月 16 日)

[沿革] 平成 21 年 6 月 17 日改正  
平成 24 年 4 月 18 日改正  
平成 27 年 1 月 21 日改正

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学別科

助産専攻運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教育課程及びその履修に関すること。
- (2) 学生の単位取得に関すること。
- (3) 学生の修了判定に関すること。
- (4) 教育費の執行計画に関すること。
- (5) その他別科助産専攻の教育研究に関すること。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学部長
- (2) 別科助産専攻の教員 3 名
- (3) 関連領域の教授又は准教授 1 名
- (4) 学長が指名する教員 1 名
- (5) 学務課長

(委員会)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、別科助産専攻の教授がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名す

る委員がその教務を行う。

(会議)

**第 5 条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

(意見の聴取)

**第6条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

この規程は、平成20年4月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年6月17日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月18日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。